

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

(高等学校の登校に関する県の判断基準)

感染が疑われる場合は登校しないで、学校への連絡をお願いします。

連絡先は、8時20分～16時50分までに学校(0574-62-1185)へ連絡をお願いします。

- 本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者が濃厚接触者となった等、感染が疑われる場合には、以下の表に従った対応をお願いします。
- 表内の事情による自宅待機は欠席とせず**出席停止**として取り扱います。

	状 況	対 応
A	本人が濃厚接触者となった	自宅待機（期間：保健所が指定する期間）
B	本人に発熱等の症状がある（*1）	自宅待機（期間：症状がなくなってから一定期間を経る迄の期間（医師の指示を得ること）
C	本人がPCR等ウイルス検査を受検することになった（上記A以外の場合）	自宅待機（期間：受検理由により異なる）
D	同居の家族など一定の接触がある者が、当該家族等以外の陽性者の濃厚接触者となった	自宅待機（期間：濃厚接触者となった者のPCR等ウイルス検査の陰性が判明する迄）
E	同居の家族など一定の接触がある者に、発熱等の症状がある（*1）	自宅待機（期間：発熱等の症状がある者の症状がなくなる迄の期間（症状がある者のPCR等ウイルス検査の要否を確認すること）
F	同居の家族など一定の接触がある者が、PCR等ウイルス検査を受検することになった（上記D以外の場合）	状況により個別に判断（*2）

（*1）「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合は、原則として自宅待機は不要

（*2）濃厚接触者でなくても、保健所の指示によりPCR等ウイルス検査等を受検する場合は自宅待機。保健所の指示でない場合は、体調に問題がなければ、原則として自宅待機は不要

○ワクチン接種に関すること

状 況	対 応
<u>ワクチン接種を受ける場合の取扱い</u>	出席停止
<u>接種後に発熱等の風邪症状が出た場合の取扱い</u>	出席停止

上記同様に、学校への連絡をお願いいたします。

○手続き

上記により、自宅待機もしくは出席停止扱いとなる場合は、本校の「新型コロナウイルス自宅療養報告書」を出席停止後の登校時に、担任へ提出してください。